

網走地区消防組合障害者活躍推進計画

令和 7 年 1 1 月
網走地区消防組合

網走地区消防組合障害者活躍推進計画

令和 7 年 1 1 月

網走地区消防組合消防長

1 策定趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、国及び地方公共団体は自ら率先して障害者雇用に継続的に推進する責務が課せられたとともに、厚生労働大臣が定める障害者活躍推進計画作成指針に即して障害者活躍推進計画を作成し、公表することとされています。

当消防組合においては、業務の特殊性から障がい者に限定した職員の採用は行っていないませんが、法改正の趣旨に鑑み、障がいのある職員の活躍をより一層推進し、様々な職員が能力を発揮する多様性のある職場づくりを通じた行政サービスの向上を図るため、「網走地区消防組合障害者活躍推進計画」を策定したものです。

本計画に基づき、障がいのある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向けて、着実に取り組んでいきます。

2 計画期間

本計画期間は、令和 7 年度から令和 1 1 年度までを計画期間とします。

3 障害者雇用等の状況

消防吏員については、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により、障害者雇用率の算定対象から除かれていることから、障がい者に限定した募集、採用は行っておりません。

一方で、在職中に疾病・事故等により障がい者となった職員（以下「中途障害者」という。）が在籍しておりますが、個別対応により大きな問題は生じていないことから、組織的な体制整備は特段行っておりませんでした。

4 目標

(1) 採用に関する目標

消防吏員については、法定雇用率の除外職員であることから、障がい者に限定した募集・採用を行うことは困難であると考えますが、障がい者を差別することなく、能力本位の選考を行います。

(2) 障がいのある職員の定着に関する目標

組織的な体制整備を図り、不本意な理由で離職者を生じさせないこととします。

5 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- ・ 障害者雇用推進者として、本部次長を選任します。
- ・ 5名以上の障がい者の雇用が生じた際は、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させ、障害者職業生活相談員を選任します。また、障害者職業生活相談員の選任義務が生じていない状況においても、総務課を相談窓口として障がいのある職員の相談体制を構築します。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定

中途障害者として従来の業務遂行が困難となった場合、又はその相談があった場合は、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、負担なく遂行できる職場環境の整備等を行い通院や働き方等に配慮します。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

①職務環境

- ・ 障がいのある職員の業務遂行を支援するため、職場環境の改善、必要に応じた補助機器の導入を検討します。
- ・ 障がいのある職員等への合理的配慮のあり方について周知に努め、必要に応じ、職員研修を実施します。
- ・ ICTを活用した業務の効率化（電子決裁・電子保存など）を推進し、負担軽減と業務遂行の柔軟性を確保します。

②働き方

- ・ 時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。

③ キャリア形成

- ・ 業務実績や職員の能力を踏まえ、人事評価の結果に基づいた業務目標を適切に設定し、能力の発揮と成長を支援します。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。